

責任ある 調達の原則



PHILIP MORRIS
INTERNATIONAL



オペレーション担当 シニアバイスプレジデントからの メッセージ

タバコを煙の出ない代替製品に置き換えるという当社の取り組みは、すべての行動にサステナビリティを組み込むことによってのみ達成できるものです。そのためには、事業の大幅な変革が必要です。私たちは変革に努め、長期的にはサステナビリティをイノベーション、成長、そして目的主導、インパクト主導の価値創造の機会と捉えます。

私たちは、製品や事業活動がもたらすインパクトに焦点を当てた環境、社会、ガバナンス上の明確な目標を設定していますが、これは私たちだけでは達成できません。

農家とサプライヤーの大規模なネットワークをはじめ、当社のサプライチェーンは私たちのビジネスの心臓部となっています。したがって、この道のりにはすべてのサプライヤーの協力が必要不可欠です。

当社の責任ある調達原則 (Responsible Sourcing Principles、以下「RSP」) は、最新のサステナビリティ重要性評価の結果を反映し、外部規制の動向を説明するとともに、ビジネスモデルの進化と変革に関するPMIの進捗状況を考慮するために刷新されました。

バリューチェーンにおけるすべてのステークホルダーにとってサステナビリティの重要性が高まるなか、私たちはパートナーとともに、積極的に変化をもたらす存在でありたいと考えています。

「バリューチェーンにおけるすべてのステークホルダーにとってサステナビリティの重要性が高まるなか、私たちはパートナーとともに、積極的に変化をもたらす存在でありたいと考えています」



スコット・クーツ
オペレーション担当
シニアバイスプレジデント



責任ある調達の実践の概要

本書は、Philip Morris International Inc. (以下、「PMI」) の価値観の枠組みを概観し、PMIとの取引関係の一環としてサプライヤーが参照、遵守する必要があるプロセスとパフォーマンスの要件について説明するものです。

本2023年版PMI RSPは、2017年版を初版とするドキュメントを更新したものです。

本RSPは2つのセクションに分かれています。

セクション1には、当社との取引を希望するサプライヤーに義務付けられている一連の基本原則 (以下、「基本原則」) が記載されています。

セクション2には、サプライヤーによる推奨事例の開発を支援するために、基本原則に関連する一連のガイドラインおよび実施上のヒント (以下、「ガイドラインおよび実施上のヒント」) が記載されています。このガイドラインと実施上のヒントは、あくまでも参考として提示されるもので、網羅的なものではなく、ガイダンスのみを目的に使用されるべきものです。

PMIのRSPは、業界の規範だけでなく、国際的に認められた基準や規制とも整合しています。また、継続的な改善を目標とするPMIの調達活動の一環として、共通の価値観の枠組みを策定するサプライヤーを支援することを目的としています。

本RSPは主に当社のサプライチェーンに適用されます。したがって、当社は、PMIに商品やサービスを提供するすべてのサプライヤー (以下、「サプライヤー」) に対し、RSPの基本原則を遵守することを要求します。サプライヤーの責任のもとに、サプライヤーの従業員、サプライヤー、代理人、サプライヤーのサプライチェーンにおける受託事業者がすべて本RSPの基本原則を理解し、遵守するよう徹底する必要があります。

サプライヤーは、PMIとの連携を受諾することにより、本RSPの基本原則の遵守を約束することになり、PMIは、自己申告、オンライン評価、監査、または検査を通じてサプライヤーの遵守状況を評価する権利、および適切なデューデリジェンスを実施することでサプライヤーのパフォーマンスの影響を監視する権利を有します。

本RSPの必須要件を満たさない潜在的な問題が特定された場合、サプライヤーは当該問題の調査、検証、是正を行うべく、PMIに対しあらゆる合理的な協力を提供する必要があります。これは、商業上の機微情報および／または機密情報に適用される適法な制限の対象となります。

本RSPに基づきサプライヤーがPMIに報告する必要がある情報は、いずれも以下に通知するものとします。

PMIのビジネスコンタクト、
またはPMIの責任ある調達チームの
下記アドレス：

responsiblesourcing@pmi.com

目次 - セクション1: 基本原則

法令遵守とビジネスインテグリティの原則

- 1.A 贈収賄と腐敗行為の防止
- 1.B 機密情報、知的財産、インサイダー取引
- 1.C データプライバシーとサイバーセキュリティ
- 1.D 公正な競争
- 1.E 利益相反
- 1.F 誠実なマーケティング
- 1.G 財政の健全性
- 1.H 不正取引
- 1.I 制裁措置
- 1.J 製品の科学的完全性と科学的関与活動
- 1.K 外部コミュニケーションと関与活動

人権原則

- 2.A 児童労働
- 2.B ダイバーシティ、エクイティ、イクオリティ、インクルージョン
- 2.C 強制労働、現代の奴隷制、人身売買
- 2.D 結社の自由と団体交渉
- 2.E 土地の権利
- 2.F 労働安全衛生
- 2.G 賃金および手当
- 2.H 就業時間
- 2.I 責任ある鉱物調達
- 2.J 環境スチュワードシップ

環境原則

- 3.A 環境マネジメントシステム
- 3.B 資源の消費と廃棄物の最小化
- 3.C 森林と生物多様性
- 3.D 気候変動対策

スピークアップ

目次 - セクション2: ガイダンスと実施上の ヒント

法令遵守とビジネス インテグリティの原則に関するガイダンス

- 1.A 贈収賄と腐敗行為の防止に関する実施上のヒント
- 1.B 機密情報、知的財産、インサイダー取引に関する実施上のヒント
- 1.C データプライバシーとサイバーセキュリティに関する実施上のヒント
- 1.D 公正な競争に関する実施上のヒント
- 1.E 利益相反に関する実施上のヒント
- 1.F 誠実なマーケティングに関する実施上のヒント
- 1.G 財政の健全性に関する実施上のヒント
- 1.H 不正取引に関する実施上のヒント
- 1.I 制裁措置に関する実施上のヒント
- 1.J 製品の科学的完全性と科学的関与活動に関する実施上のヒント
- 1.K 外部コミュニケーションと関与活動に関する実施上のヒント

人権原則に関するガイダンス

- 2.A 児童労働に関する実施上のヒント
- 2.B ダイバーシティ、エクイティ、イクオリティ、インクルージョンに関する実施上のヒント
- 2.C 強制労働、現代の奴隷制、人身売買に関する実施上のヒント
- 2.D 結社の自由と団体交渉に関する実施上のヒント
- 2.E 土地の権利に関する実施上のヒント
- 2.F 労働安全衛生に関する実施上のヒント
- 2.G 賃金と手当に関する実施上のヒント
- 2.H 就業時間に関する実施上のヒント
- 2.I 責任ある鉱物調達に関する実施上のヒント
- 2.J 環境スチュワードシップに関する実施上のヒント

環境原則に関する実施上のヒント

- 3.A 環境マネジメントシステムに関する実施上のヒント
- 3.B 資源の消費と廃棄物の最小化に関する実施上のヒント
- 3.C 森林と生物多様性に関する実施上のヒント
- 3.D 気候変動対策に関する実施上のヒント



PHILIP MORRIS
INTERNATIONAL

セクション1 基本原則

すべてのサプライヤーは、PMIとの取引を開始または継続するために、以下の基本原則を尊重し、遵守しなければなりません。



法令遵守とビジネスインテグリティの原則

すべてのサプライヤーは、PMIに関わるすべての契約上の義務を厳格に履行し、適法かつ責任ある倫理的な態様で業務を遂行しなければなりません。サプライヤーには、制裁措置、輸出規制、報告義務、人権、環境保護など、国際貿易に関連するものを含め、事業を展開する国において適用されるすべての法令および規制を特定、理解し、遵守を徹底して事業を遂行することが求められます。また、サプライヤーには法令上の要件を最低基準として取り扱うことが求められており、現地の法令とRSPとの間に異なる点がある場合、サプライヤーには最も高次かつ厳格な要件と基準を遵守することが求められます。

サプライヤーは、PMIとの取引関係に負の影響を及ぼす可能性のある重大な刑事上、民事上の法的措置、罰金、および／または行政上の制裁が行われた場合、速やかにPMIに通知しなければなりません。

PMIは、すべての活動において、また、当社と連携するすべてのステークホルダーに関連して、高水準のビジネスインテグリティを約束しています。そのため、サプライヤーには、「煙のない未来」を実現するというPMIのコミットメントに従い、職場や市場、ステークホルダー、事業を展開する地域社会など、自社事業のあらゆる側面において、誠実、尊重、公正というPMIが共有する価値観に沿って行動することが求められます。

これを達成するために、サプライヤーには以下の基準を遵守することが求められます。

1.A 贈収賄と腐敗行為の防止



贈収賄と腐敗行為はいかなる種類のものであれ禁止されます。サプライヤーの業務のあらゆる側面は、隠された計略や思惑のない、明確かつ適法な意図と事業目的をもつものでなければなりません。また、サプライヤーは、その事業全体にわたり、あらゆる形態の贈収賄、腐敗行為、恐喝、横領を防止するための適切な手続を備えていなければなりません。そのために、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 直接的または間接的であるかを問わず、政府関係者などの関係者の行為または決定に不適切な影響を及ぼす試みとみなされる可能性のある贈答品、旅行、または接待を当該政府関係者などの関係者に申し出ないこと
- その他取引相手となる関係者の職務上の客観性に不適切な影響を与えようとし、または与えようとしているように見える行動をとらないこと
- PMIの製品またはサービスに関連する入札または競争入札プロセスに関して、贈答品、接待品、接待を交換しないこと
- たとえ現地の法令で認められていても、あるいは現地の社会慣習上「普通」であったとしても、政府関係者が日常的に行うべき行動を円滑化するために、いかなる種類の便宜供与（現金や現物による少額の支払い）も行わないこと
- すべての取引とやり取りに透明性があり、それらがサプライヤーの帳簿と記録に正確に記録されていること
- デューデリジェンスプロセスで要求された情報を、透明性を確保したうえで迅速にPMIに提供すること

1.B 機密情報、知的財産、インサイダー取引



一般に公開されておらず、PMIとの取引の枠組みの範囲内でサプライヤーに提供される、またはサプライヤーが入手可能なすべての情報には、PMIの従業員、消費者、製品およびプロセス、知的財産、事業計画または技術計画に関する情報、ならびにPMIに提供されたその他の第三者の機密情報が含まれますが、これらに限定されません。サプライヤーは、PMIの機密情報、ノウハウ、知的財産を尊重し、保護しなければなりません。サプライヤーは、PMIが明示的に許可した目的以外にPMIの機密情報を使用しないものとします。

さらに、サプライヤーは、PMIの機密情報に基づいてPMIの証券を取引したり、当該情報に基づいてPMIの証券を取引する可能性のある他の者に当該情報を伝えたりしてはなりません。サプライヤーは、PMIから要求があった場合、他社またはPMI内の他部門から入手した機密情報を「ウォールオフ（隔離）」し、当該機密情報が拡散しないよう、機密保持のための適切な「バーチャルウォール」システムまたはその他の関連システムを設置しなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



1.C データプライバシーと サイバーセキュリティ



今日のデータ主導の世界では、データ保護とサイバーセキュリティが重要な鍵となっています。PMIにとってデータは最も重要な資産の一つであるため、当社は、サプライチェーン全体を通じて、データとシステム両面の完全性とセキュリティの保護に取り組んでいます。

当社のサプライヤーは、適用されるデータ保護法、サイバーセキュリティ法、規制機関のガイダンス、業界のベストプラクティス（法令で義務付けられている場合はデータ保護評価、PMIが適切と判断した場合はサイバーセキュリティ評価を含む）を遵守しなければなりません。上記を遵守するために、サプライヤーには以下が求められます。

- データ処理に明確で適法かつ具体的な事業目的があること
- 個人データを正確、完全かつ最新の状態に保つこと
- PMIのデータとシステムの機密性、完全性、可用性を保護すること
- 情報を公正に、かつ事業目的の達成に厳格に限定して使用すること
- サプライヤーが委託を受けた個人データを処理する副処理者も上記の原則を遵守するよう徹底すること

1.D 公正な競争



PMIは、競争心の強い市場は事業と消費者にとって有益であると考えています。当社は製品の品質、消費者に関する分析情報、革新性、価格に基づいて精力的に競争を行っています。当社の活動の態様は、当社が達成する結果と同じくらい重要です。同様に、PMIは、サプライヤーが、製品またはサービスの品質、革新性、価格、広告に基づき、適用されるすべての法令および規制に従って、公正に競争することを期待しています。上記を遵守するために、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 反競争的行為に関与せず、適用される競争法によって課される制限を常に尊重すること
- 価格設定、ブランドの発表、貿易プログラムなど、PMIの競争上機微な話題についてPMIの競合他社と話し合わないこと

ガイダンスと実施上のヒント



1.E 利益相反



すべてのサプライヤーとその従業員および／または契約当事者は、PMIとの事業活動において利益相反を避けなければなりません。この点、利益相反はビジネスにおいてよくあることであるため、サプライヤーは紛争が発生する、または発生する可能性があるいかなる状況においても、完全な透明性をもって業務を遂行しなければなりません。そのため、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 個人的な関係（例えば、PMIの従業員や政府関係者との関係）、または利益相反となる、またはそうみなされる可能性のあるその他の状況（例えば、サプライヤーの個人的および／もしくは商業的な利益、またはその役員や従業員の利益がPMIの利益と相反する、またはそうみなされる可能性のある状況）をPMIに開示すること
- 利益相反がどのように管理される予定であるかをPMIに開示すること
- 利益相反の可能性をPMIに開示する際は、透明性、誠実さ、正直さをもって行動すること

1.F 誠実なマーケティング



当社はマーケティング活動において正直さと責任をもち、タバコおよびニコチン製品のリスクとメリットについて透明性を保つとともに、意図しない使用を最小限に抑えています。当社の製品は、未成年者、タバコおよび／もしくはニコチン製品の利用経験がない方、またはタバコおよび／もしくはニコチン製品の利用をやめた方に向けたものではありません。当社のマーケティングおよび販売活動、ならびに製品コミュニケーションはそれに応じて設計、展開されるべきであり、成人喫煙者およびニコチン製品またはタバコの利用者が十分な情報を得たうえで選択できるように、正確で誤解を招くことのない情報を提供し、健康に対する製品の影響について警告する必要があります。そのため、提供する商品またはサービスが該当する場合、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- PMIの燃焼式タバコ製品のマーケティングコード、PMIの非燃焼式代替製品のマーケティングコード（以下、併せて「PMIのマーケティングコード」）、および関連する実施ガイドラインが現地の法令より厳格な場合、それらを最低基準として遵守すること
- 現地の法令またはその他現地のマーケティングコードがPMIのマーケティングコードより厳格な場合、またはPMIのマーケティングコードに優先する場合、それらを遵守すること



1.G 財政の健全性



法人税やその他の税は、世界各国の政府が公共財やサービス、インフラに資金を供給するうえで必要な歳入を生み出すことができます。サプライヤーは、事業を展開する国で適用される税に関するすべての法令と規制を遵守し、税務当局に対し、オープンで透明性のある対応をしなければなりません。いかなる状況においても、サプライヤーは違法な脱税に関与したり、他の者の代理としてかかる脱税を助長したりしてはなりません。

1.H 不正取引



不正取引の撲滅はPMIにおける長年の優先課題です。当社は、財政上の関税および貿易法を遵守し、目的の仕向地でのみ製品を販売し、PMI製品の横流しを防ぐという当社の取り組みを共有する、責任ある適法な個人および事業体とのみ取引を行うことに取り組んでいます。誰も単独で不正取引と戦うことはできないため、当社は、PMI製品に関する不正取引、マネーロンダリング、またはテロ資金調達活動に直接的もしくは間接的に関与しないこと、またはそれを支援しないことをサプライヤーに求めています。したがって、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 適法なビジネスにのみ関与すること
- 偽造、密輸、またはその他マネーロンダリングなどの金融犯罪を容認、助長、支援しないこと

ガイダンスと実施上のヒント



1.I 制裁措置



サプライヤーは、適用されるすべての国際貿易制裁および輸出管理法（米国、EU、スイスの貿易制裁を含むが、これらに限定されない）を遵守して事業を遂行しなければなりません。したがって、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 適用される制裁制度のうち事業に影響するものをすべて認識し、遵守を徹底すること
- 以下の場合、直ちにPMIに通知すること
 - サプライヤーが制裁対象地域を原産地とする、もしくは制裁対象地域を経由して輸送される商品またはサービスをPMIに供給しようとする場合、または制裁対象地域もしくは制裁対象当事者に対し、もしくはこれを経由して支払いを行う、またはPMI製品を供給しようとする場合（その状況を通知する）
 - サプライヤー自身が制裁の対象になった場合

ガイダンスと実施上のヒント



1.J 製品の科学的完全性と科学的関与活動

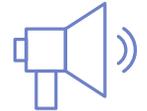


科学研究の信頼性は、PMIの基盤をなすものです。当社の科学研究はすべて、厳密で、透明性があり、客観的でなければならず、データは正確で信頼できるものでなければなりません。そのために、関連するPMI製品の研究、開発、評価、モニタリングに関与するサプライヤーは、関連するPMIの方針および契約に規定する安全性、品質、科学的完全性、正確性の基準に準拠し、適用される規制および社内の上級シフト基準に従わなければなりません。

同様に、当社に代わって科学的関与活動を行うすべてのサプライヤーは、一般に認められた科学的、倫理的、専門的基準に従わなければならず、関連する現地の法令、規制、適用される業界基準を遵守しなければなりません。

PMIは、「タバコの害の軽減」と「煙のない製品」を支える科学研究に対する認識と理解を深めるために、科学的関与を行っており、これにより、当社のミッションである「煙のない未来」の実現を後押ししています。当社に代わって科学的関与活動を行うすべてのサプライヤーは、倫理的かつ専門的な基準に従い、専門家としての客観性を維持し、誠実さ、透明性、正確性をもって行動しなければなりません。科学的関与に関連する現地の法令、規制、および適用される業界基準には、常に従わなければなりません。

1.K 外部コミュニケーションと関与活動



サプライヤーは、PMIからの書面による明示的な要求がない限り、PMIに代わって連絡を取ったり、関与したりしないものとします。これは、ソーシャルメディアプラットフォーム上のコミュニケーションを含む、あらゆる外部、公式、非公式のコミュニケーションに適用されます。PMIの声は、私たち一人ひとりの声を合わせたものです。サプライヤーが実施する書面または口頭によるコミュニケーション、コミュニケーションキャンペーンまたはイニシアチブ、および関与活動は、正直かつ適切で、当社の公開企業としての立場と整合していなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



人権原則

敬意と尊厳をもって人と接することは、PMIの事業のあり方の中心です。

当社の人権に対するアプローチは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)に基づいています。UNGPsに従い、当社は人権を国際権利章典と国際労働機関の1998年「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に謳われている権利を包含するものと理解しています。

上記に従い、サプライヤーは、その規模、業種、状況に応じて、以下を含む方針とプロセスを導入しなければなりません。

- 人権を尊重する政策的取り組み

- 人権への影響を特定、予防、緩和、説明することを目的とする、UNGPsおよびOECDの「責任ある企業行動のためのデューデリジェンスガイダンス」の実践ガイダンスに従った人権デューデリジェンスプロセス
- 苦情処理メカニズムなど、サプライヤーが引き起こし、または加担する可能性のある人権への負の影響を是正するためのプロセス。苦情処理メカニズムは、それを利用するステークホルダーが報復を受けたり、不利益を被ったりする恐れがないようにしなければなりません

サプライヤーは、以下を含むがこれらに限定されない、国際的に認められた人権に関連する影響に重点を置くことが求められます。

2.A 児童労働



PMIでは児童労働のいかなる使用も容認されません。サプライヤーは、児童労働に関して適用されるすべての国内法および国際法を遵守し、就業の最低年齢に関するILO条約第138号および最悪の形態の児童労働に関するILO条約第182号の原則に従わなければなりません。サプライヤーは、自社事業とバリューチェーンにおけるあらゆる形態の児童労働を特定し、かかる慣行を防止、低減、中止するべく行動するためのデューデリジェンスプロセスを備えていなければなりません。そのために、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 雇用の最低年齢が義務教育修了の法定年齢を下回らないようにし、いかなる場合でも15歳を下回らないようにすること
- 18歳未満の労働者が、健康、安全、精神上的の発達を損なう可能性のある業務、またはタバコ製品のマーケティングや販売に関わる業務に従事しないようにすること
- 割り当てられた業務に応じて、若年労働者に対する適切な保護措置を設けること
- 若年労働者の募集および雇用に関するサプライヤーの方針に従うよう、人材斡旋業者に義務付けること

ガイダンスと実施上のヒント



2.B ダイバーシティ、エクイティ、イクオリティ、インクルージョン



サプライヤーは、包括的でプロフェッショナルな労働慣行と労働環境を維持しなければなりません。卑下、罵倒を伴う言動や不快な言動、またはいかなる種類の差別も容認してはなりません。サプライヤーは、均等な雇用と就業の機会を提供し、民族的出自、人種、宗教もしくは信条、国籍、社会経済的地位、家族状況、健康状態、年齢、障がい、性別、性的指向、性表現、政治的意見、またはこれらに類似する特性などの個人的特性に基づいて差別してはなりません。これには、雇用、賃金および手当の割当て、昇進、懲戒、解雇、および／または退職慣行が含まれます。

ガイダンスと実施上のヒント



2.C 強制労働、現代の奴隷制、人身売買



サプライヤーは、強制労働や人身売買、現代の奴隷制に関与したり、その使用を容認したりしてはなりません。獄中労働、年季奉公労働、拘束的労働、奴隷労働、その他のあらゆる形態の強制労働を含め、事業およびサプライチェーンにおけるあらゆる形態の現代の奴隷制を特定、防止、停止するために行動しなければなりません。これを踏まえて、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 労働者に融資または給与の前借りの可能性について明確に説明すること。融資または給与の前借りは、公正な条件に基づき、相互に合意されたものでなければならず、返済が完了するまで労働者が雇用主の下に留まることを義務付けてはなりません
- パスポートや身分証明書を含む、労働者の私的書類を保持または没収しないこと
- 労働者の母国または労働者が雇用されている国のいずれにおいても、募集、選考、または配属について労働者が金銭を支払うことを容認しないこと
- 労働者が採用に関連する金銭をすでに支払っている事例を認識した場合、サプライヤーは当該金銭を払い戻さなければなりません
- 労働者の移動の自由を確保し、職場や住居（提供されている場合）から出ることを物理的に妨げないこと

ガイダンスと実施上のヒント



2.D 結社の自由と団体交渉



サプライヤーは、差別、報復、脅迫、嫌がらせを恐れることなく、労働者が自ら選択した労働組合または代表組織を結成し、またはこれに加入する権利、および団体交渉を行う権利を尊重し、これを妨害してはなりません。

2.E 土地の権利



適用される場合、および提供される商品またはサービスの性質に従い、サプライヤーは、個人および先住民族コミュニティなどの現地コミュニティの土地および天然資源に対する権利と所有権を尊重し、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」の原則に従い、プロジェクトに関する情報の完全な開示を確保し、意思決定を行うための十分な時間を与えなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



2.F 労働安全衛生



サプライヤーは、事故、病気、怪我を防ぐために、安全で衛生的な職場環境を提供しなければなりません。サプライヤーには、安全衛生について定期的に労働者を訓練し、適切な記録を残すことが求められます。すべての労働者には、清潔なトイレ、飲料水、衛生的な食品調理、貯蔵、食事施設をすぐに利用できる環境を提供しなければなりません。宿泊施設が直接または第三者を通じて提供される場合、清潔かつ安全で、労働者の基本的ニーズを満たすものでなければなりません。

2.G 賃金および手当



サプライヤーは、労働者に対する支払いを適切に行わなければなりません。報酬は、労働者とその家族の基本的なニーズを満たし、生活賃金に向けた努力を動機づける自由裁量所得を生み出すうえで十分なものでなければなりません。賃金は、少なくとも法定最低基準を満たすものとし、法定賃金要件がない場合は適切な業界ベンチマークに合致するものでなければなりません。サプライヤーは、賃金を定期的にかつ全額支払い、労働者に法律で認められている手当や休暇を与えなければなりません。サプライヤーは、通常の労働時間を超える労働に対して、国の法令または現地の業界ベンチマークで要求される割増率で時間外賃金を支払わなければなりません。サプライヤーは、懲戒処分として賃金の天引きを使用してはなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



2.H 就業時間



サプライヤーは、すべての労働者に十分な休憩時間を与えなければなりません。サプライヤーは、正規の労働時間がその国の法令に準拠し、正規で週48時間、時間外労働を含めて60時間を超えないようにしなければなりません。サプライヤーは、労働者に7日ごとに1日、少なくとも連続24時間の休日を与えなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



2.1 責任ある鉱物調達



PMIは、責任ある鉱物調達が重要な社会的課題であり、サプライヤーやその他のステークホルダーと共に取り組むべきものであると認識しています。サプライヤーは、PMIに供給される商品に含まれる金属および鉱物が、武装集団に資金提供や利益をもたらさないこと、紛争地域や高リスク地域を原産地としないことを合理的に保証しなければなりません。タンタル、スズ、タングステン、金(3TG)、コバルトの調達、抽出、取り扱いには特に重点を置く必要があります。したがって、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 責任をもって鉱物や金属を調達するために、紛争鉱物に関する方針を備えること
- 「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイダンス」、または国内でもしくは国際的に認められた同等の性質を有する他のサプライチェーンデューデリジェンス基準に従って、3TGを含む紛争地域および高リスク地域からの鉱物および金属(以下、「紛争鉱物」)の出所および保管経路について合理的なデューデリジェンスを実施すること
- 紛争鉱物およびコバルトのサプライチェーンにおけるすべての製錬業者および精製業者がRMAPなどの責任ある鉱物イニシアチブの第三者監査プログラムに参加し、積極的に関与するよう、あらゆる合理的な措置を講じること
- PMIの要求に応じて、製錬業者および精製業者に関する情報を提供すること
- バリューチェーンパートナーとの契約上の取り組みを通じて、上記のコンプライアンスを確保すること

サプライヤーは、人権侵害や気候変動に直接的または間接的に寄与しているとPMIが随時指摘するその他の材料についても、合理的なデューデリジェンスを実施しなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



2.2 環境スチュワードシップ



人権の保障と完全な享受は、安全で衛生的な環境においてのみ実現できるものです。こうした観点から、サプライヤーは、サステナビリティを包含する方法で事業を行い、その事業とサプライチェーンが人権と環境に及ぼす負の影響を考慮し、可能であれば最小限に抑えなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント





環境原則

PMIは、製品、事業、バリューチェーンが環境に与える影響の低減に積極的に取り組むことで、よりすばらしい、より持続可能な未来に続く道を先んじて歩いています。PMIは、特に気候対策、ポイ捨て防止、エコデザイン、水、廃棄物、生物多様性の分野で、最高水準の環境サステナビリティを達成するために事業活動を絶えず改善しています。

PMIのサプライヤーには、以下を含むがこれらに限定されない、国際的に認められた環境基準に関連する影響に重点を置くことが求められます。

3.A 環境マネジメントシステム



サプライヤーは、自社の業務に関連した環境マネジメントシステム (EMS) を導入し、環境パフォーマンスの改善を支援することで、コンプライアンスを達成し、プラスの結果を報告しなければなりません。自らの業務に十分かつ適切なEMSを導入するために、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 以下を規定する環境方針と関連手続を定め、設定すること
 - サプライヤー自身の事業に適用される必須要件 (法令、規制、および関連するRSPの基本原則を含む)
 - 自社の環境目標の達成に必要な主要なビジネスプロセスと成果の目録
 - サプライヤーが事業活動において環境に与える影響を最小限に抑えるための措置
 - 適用される法令、規制上の要件およびPMIの基準に対する意識とコンプライアンスの水準に基づいて、下層サプライヤーを選定するプロセス
- 関連するマネージャーおよび従業員 (該当する場合) に対し、各自の責任分野と既存の環境方針および手続に結び付く環境的側面について研修を実施すること

- 環境方針の要件を下層サプライヤーに伝えること
- 環境パフォーマンスを追跡するための監視・評価システムを構築し、コンプライアンス違反が確認された場合には是正措置を講じることができるようにすること

ガイダンスと実施上のヒント



3.B 資源の消費と廃棄物の最小化

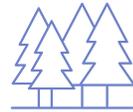


廃棄物の最小化と環境に対する影響の低減は、PMIの重要な目標です。したがって、サプライヤーは、廃棄物の影響を最小限に抑え、天然資源を保全するために必要なあらゆる努力を払わなければならない。エネルギーと材料の消費を削減し、再利用とリサイクルを行うとともに、残りの廃棄物の処分と処理の必要性を減らすためにプロセスを継続的に改善しなければなりません。そのために、サプライヤーは、該当する場合、毒性を低減し、サプライヤーの環境リスクへの露出を限定するEMSアプローチに沿って、有害物質をより環境負荷の少ない代替物質に置き換えなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



3.C 森林と生物多様性



森林は生態系を支え、社会に不可欠な生態系サービスを提供するという重要な役割を担っているため、土地利用の変化のリスクから保護されなければなりません。PMIは、森林破壊ゼロ宣言 (ZDM) を通じて、森林破壊のないサプライチェーンについての誓約を表明しています。この宣言は、土地利用の変化が森林に与える影響を軽減するためのイニシアチブの設計、実施、監視に役立つガイダンスを提供するものです。該当する場合、サプライヤーは、PMIのZDMに沿って、林業と生物多様性保全にとってプラスの効果をもたらす持続可能な慣行を全面的に確立し、増強することで、自らの森林破壊ゼロの道筋を定めなければなりません。

自らの事業に該当する場合、サプライヤーは、森林を保護し、さらなる損失を回避するために、(i) 土地利用の変化を促すすべての活動と、森林破壊や森林劣化のプロセスに関連する可能性のある活動を特定すること、(ii) 森林の持続可能な慣行の実施についての可視性と材料のトレーサビリティに関する情報の入手可能性に基づいて、自社の事業とサプライチェーンにおけるリスクの水準を分類することを含むがこれらに限定されない必要なあらゆる措置を講じなければなりません。

ガイダンスと実施上のヒント



3.D 気候変動対策



PMIの気候変動対策に沿い、サプライヤーは自ら脱炭素の道を歩み、自らの排出量削減に取り組み、サプライヤーにも同様の行動を促す必要があります。そのために、サプライヤーには以下の行動が求められます。

- 温室効果ガス (以下、「GHG」) 排出量の特定、追跡、開示を年次ベースで改善するためのロードマップを定めるとともに、潜在的な改善分野を特定するためにデータを特定の排出源に分類すること
- 包括的で強固な脱炭素化戦略を策定すること。可能であれば、PMIの最新の「統合報告書」で開示されているように、科学的根拠に基づく目標に沿い、PMIの定義に整合する、具体的で実証済みの削減目標と削減経路を設定することが望ましい
- 関連する場合、自らの事業やサプライチェーンにおけるGHG排出量削減に関する具体的な成果を報告し、可能な場合は脱炭素化の取り組みから得られた最新の排出係数を開示すること

ガイダンスと実施上のヒント



スピークアップ

PMIは、不祥事を特定し、これに効果的に対処するために、サプライヤーとその従業員および労働者（直接雇用されているか否かを問わない）に対し、早期に声を上げることが求めています。サプライヤーの全従業員および全労働者は、以下のいずれかに連絡することで、本RSP (<https://www.pmi.com/our-views-and-standards/standards/compliance-and-integrity>)、PMIの方針、または適用される法令および規制に対する現実の不遵守または不遵守の疑いについて質問し、懸念を提起し、または報告することができます。

- PMIのマネージャー、部署の責任者、関係会社または部門のリーダー、ならびに倫理・コンプライアンス部、法務部、リスク管理部、人材・文化（人事）部
- PMIの倫理・コンプライアンス部のメールボックスは PMI.EthicsandCompliance@pmi.com

- PMI倫理・コンプライアンスヘルプラインは第三者が運営する報告窓口で、年中無休、24時間体制で運営されています。また、PMIで使用されているすべての言語に対応しています。ヘルプラインには、オンライン (www.compliance-speakup.pmi.com) で、または各地域の電話番号、またはコレクトコール (+1 303-623-0588) で連絡することができます。PMI倫理・コンプライアンスヘルプラインへの報告は、現地の法令や規制に従って匿名で行うことができます。

そのため、サプライヤーは、PMIの連絡先担当者、PMIの倫理・コンプライアンス部のメールボックス、PMIの倫理・コンプライアンスヘルプラインの電話番号について、すべての従業員および労働者に通知しなければなりません。必要に応じて、サプライヤーは、PMIが調査を実施する際に必要とする支援内容、および適切な場合には、必要な是正措置の実施内容について速やかに通知を受け取ります。



PHILIP MORRIS
INTERNATIONAL

セクション2 ガイダンスと 実施上のヒント

PMIが掲げる継続的改善の精神に基づき、本セクションには、RSPの基本原則に関連する推奨ガイドラインと実施上のヒントが記載されています（ただし、これを網羅するものではありません）。本ガイダンスおよび実施上のヒントはガイダンスのみを目的として提供されるものであり、法的助言を構成するものではなく、支援が必要な場合に専門家の助言を求めるサプライヤーの義務を免除するものではありません。





法令遵守とビジネスインテグリティの原則に関するガイダンス

- 定期的に国内外の規制のマッピングを更新し、自社の事業に適用される必須要件を特定する
- 適用される法令や基準の遵守レベルを、同業他社や同じ文脈で事業を展開するクラス最高の企業と比較して評価する
- コンプライアンス違反の問題を重要なものから順に取り上げ、社内の能力で対処可能なものから是正措置を講じる
- コンプライアンス違反の問題を予測するための解決策を前もって開発する
- 該当する場合、サプライチェーン全体で必須要件に対する意識を高め、パフォーマンスを向上させ、説明責任を奨励するために、下層サプライヤーに関与し、コンプライアンス違反のリスクに対する「間接的な」露出を低減する

1.A 贈収賄と腐敗行為の防止に関する実施上のヒント



- 従業員、受託事業者、その他の契約当事者に対し、必要に応じて、PMIが提供するPMIの贈収賄防止および腐敗行為防止に関する方針についての研修の受講を義務付ける
- 国家公務員、地方公務員、政治家候補者、国有企業の従業員も定義に含まれるよう、特定の地域の規制に留意しながら、「政府関係者」という用語を慎重に定義する
- 政府関係者に提供した有価物はすべて文書化する
- 請け負ったあらゆる商取引において贈収賄と腐敗行為を防止するために、適切な社内コンプライアンスプログラムと手続を設定する
- PMIのために、またはPMIに代わって提供されたサービスに関連して、政府関係者またはその他の当事者に有価物を提供したすべての事例を示す正確な帳簿と記録を保管する
- 有価物を授受するときは、常に適切な判断を行い、節度を守る

1.B 機密情報、知的財産、インサイダー取引に関する実施上のヒント



- 全従業員と受託事業者に対し、関連する制限を伝え、適切な研修を提供する
- 仮想上の場所や物理的な場所を含め、公共スペースや安全が確保されていない場所での話し合いや文書の使用を通じて、機密情報が意図せず開示されるリスクに留意する
- PMIの機密情報を収集、保管、保護するための安全なシステムが確立されていることを確認する



基本原則

1.C データプライバシーとサイバーセキュリティに関する実施上のヒント



- PMIに属する個人データを収集、保管、処理、保護し、サイバー脅威から保護するために、社内方針、関連プロセス、技術的・組織的対策を講じる
- データ保護とサイバーセキュリティに関する適切な研修を全従業員に実施する

1.D 公正な競争に関する実施上のヒント



- 必要に応じて、従業員、受託事業者、その他の契約当事者、特に価格設定、取引条件、商業プログラム、合併・買収、その他の関連業務に携わる者に適切な研修を実施する。



基本原則

1.E 利益相反に関する実施上のヒント



- すべての従業員、役員、契約当事者、受託事業者に対し、利益相反の概念と、潜在的な利益相反を開示するための既存の社内プロセスについて適切な研修を実施する
- 利益相反の可能性がある、または利益相反の可能性があると思われる状況を従業員および役員が開示するための適切な社内の対策やプロセスを導入する

1.F 誠実なマーケティングに関する実施上のヒント



- すべての従業員、受託事業者、その他の契約当事者に対し必要に応じて、特に消費者と接する人員に対して、PMIマーケティングコードについての適切な研修を実施する
- マーケティング上のコミュニケーションと活動が、責任と透明性をもって行われるようデューデリジェンスを実施する。具体的には、(i) 対象となる成人のユーザー層にとって真正かつ正確で裏付けがあり、誤解を招かないものであること、(ii) 潜在的な風評被害を常に考慮し、不適切な内容を含まず、また伝達しないものであること、(iii) PMIの立場と指針に沿ったものであることを評価する



基本原則

1.G 財政の健全性に関する 実施上のヒント



- 税務コンプライアンスリスクとタックスプランニングの管理に関する明確な説明責任を定める
- 脱税またはその幫助のリスクを最小化するために、効果的な管理体制を敷く
- 必要に応じて、すべての従業員、受託事業者、その他の契約当事者に対して適切な研修を実施する

1.H 不正取引に関する 実施上のヒント



- 必要に応じて、すべての従業員、受託事業者、その他の契約当事者に対し、マネーロンダリングおよび不正取引防止に関する適切な研修を実施する
- すべての事業および商取引を、自らの帳簿および記録に正確に記録する
- 関連する法域においてマネーロンダリングもしくはテロ資金供与に該当する行為、またはPMIにそのような行為を行わせる可能性のある行為を回避するために効果的な管理体制を敷く

- 以下を講じることをはじめ、PMI製品の不正取引を防止するために効果的な管理体制を敷く
 - (i) 供給先の正当な市場からPMI製品が転用されず、(ii) 市場への供給が正当な需要を反映し、(iii) 財政法およびその他の適用法に従ってPMI製品が流通、輸送、再販されることを保証するための措置
 - PMI製品の部品や原材料が模倣品に使用されないよう保護するための措置
 - 関連する場合は、不正取引への関与が疑われる第三者との取引を調査、停止、解消する手順
- あらゆる形態の贈収賄および腐敗行為に対するPMIのゼロトレランス方針に則り、不正取引に関する当局の公式調査に適法に協力する



基本原則

1.I 制裁措置に関する 実施上のヒント



- 制裁違反のリスクを最小化するために、効果的な社内管理体制を導入する
- いかなる当事者と取引する際にも、事前に制裁の確認やその他のデューデリジェンスを実施する
- 貿易制裁、輸出管理法、税関の慣行に関する適切な研修を、調達、運営、商業／営業部の従業員、特に国際的な金銭授受、国境を越えた製品、技術、サービスの供給や購入に携わる従業員に実施する



基本原則

1.J 製品の科学的完全性と科学的関与 活動に関する実施上のヒント



- データの正確性と信頼性を確保するために、品質管理またはその他のプロセスを適用および／または導入する
- 自らの研究結果が検証可能であることを確認する



基本原則

- 科学的研究を行うにあたり、特定の結果を求めるプレッシャーをかけるしない
- 専門家としての判断や信頼性を損なうような利害の対立を伴う状況を避ける
- 第三者の発言、行動、意思決定に不適切な影響を与えることを意図したものを第三者に申し出たり、提供したりしない

1.K 外部コミュニケーションと 関与活動に関する実施上のヒント



- 適用されるPMIの方針について、全従業員に対して適切なコミュニケーション研修を実施する
- PMIの要請により、またはPMIに代わって行われる外部コミュニケーションと関与活動が責任をもって誠実に行われるよう常にデューデリジェンスを実施する。具体的には、(i) 真正かつ正確で裏付けがあり、対象者に誤解を与えるようなものでないこと、(ii) PMIの機密情報が含まれていないことを確認する

人権原則に関するガイダンス

2.A 児童労働に関する 実施上のヒント



- 雇用の最低年齢が尊重されるよう、方針と手続を定める
- 社内外の採用その他の関連する手続や慣行を定期的に見直し、その手続や慣行に以下が含まれていることを確認する
 - 児童労働と若年労働者に関する最新の法令と規制
 - 無作為の年齢確認チェックを含む、最低年齢に満たない労働者を選別するための正式なプロセス
 - 外部の人材斡旋業者の業務慣行を確認し、リスクを洗い出す
- 人材斡旋業者を含む雇用担当者に対し、関連法制および児童労働を防止するための手続に関する研修を実施する
- 若年労働者に対する職務の割当てを定期的に見直し、若年労働者の健康や安全、または情緒的発達を危険にさらすものでないことを確認する
- 児童の最善の利益に基づき、職場で特定された児童労働の問題を解決するための明文化された手続を備える



基本原則

2.B ダイバーシティ、エクイティ、イクオリティ、インクルージョンに関する実施上のヒント



- 客観的な募集、選考、採用基準を定めるプロセスを設け、労働者が職務遂行能力のみに基づいて選ばれるようにする
- 賃上げ、賞与、昇進が、明確に定義された客観的な業績基準に基づいて行われるようプロセスを整備する
- 社内の差別やハラスメントに関する苦情の根本原因を追跡、理解し、それらに適切に対処する
- ダイバーシティ、エクイティ、イクオリティ、インクルージョン（以下、「DEEI」）の取り組みを、組織内、特に管理職レベルでのジェンダーバランスの追求、同一労働同一賃金、インクルーシブなサプライヤーソーシングを含むがこれらに限定されないDEEI方針と慣行を実施することで支援する
- DEEIに関する従業員の意見を定期的に求め、確認する
- DEEIの取り組みについて、国際的なDEEI基準に従って対外的に透明性のあるコミュニケーションを行う
- マイノリティや女性が経営する企業を含む、多様で小規模なサプライヤーからの調達を積極的に推進するプログラムを開発する



基本原則

2.C 強制労働、現代の奴隷制、人身売買に関する実施上のヒント



- 採用の時点ですべての労働者と雇用条件について書面で合意し、採用に関連する金銭が支払われていないか確認する
- 労働者の権利と義務を説明する関連文書を現地の公用語で提供する
- 労働者が罰則を受けることなく（適切な通知の後に）退職したり、施設を去ったりできるような方針と手続を常に用意する
- 方針、手続、研修を定期的に見直し、強制労働、現代の奴隷制、人身売買の防止に効果的であることを確認する
- 労働者には、募集、選考、採用のプロセスの一環として、採用に関連する金銭を支払ったり、仕事のために入金をしたりする必要はないことを伝える
- 求人広告や求人票に「手数料不要」の方針を記載する
- 労働仲介業者候補の選定において効果的なデューデリジェンスを行い、業務全般に対する許可など、適用される要件が整っていることを確認する



基本原則

2.D 結社の自由と団体交渉に関する 実施上のヒント



- 労働者代表が、差別、報復、脅迫、嫌がらせを恐れることなく、自らの職務について率直に意思疎通できるようにする
- 会議施設や基本資料の提供を含め、労働者代表が職場でその活動を遂行するためのアクセス権を認める
- 労働協約に関する情報に労働者がアクセスできるようにする
- 労働者が、サプライヤーが関与しない民主的な選挙で代表を選べるようにする
- 職場に関連する問題を話し合う目的で、労働者がどのように平和的に集まれるかを説明する手続を用意する
- 結社の自由と団体交渉に関するサプライヤーの方針と手続について労働者、監督者、管理者に研修を実施する
- 求職者に組合員または代表者であったことがあるかどうかを尋ねないようにする
- 結社の自由と団体交渉権が法令で制限されている国で、団体交渉を可能にするチャネルの開発を促進する

2.E 土地の権利に関する 実施上のヒント



- 先住民族の権利に関する国連宣言の尊重を目指す
- 環境、社会、文化、人権に関する影響評価プロセスや、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」プロセス、コミュニティ参画プロセスを含むがこれらに限定されない土地の権利手続に関する方針を整備する
- 土地の使用や譲渡に関するすべての意思決定において透明性を保ち、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」の原則に従って行動する
- 紛争による大規模な土地の権利の取得や、非自発的な強制移住をもたらす土地の取得に関与しない
- 法的要件に加え、土地の権利に関する現地の規範や、個人や地域社会の慣習上の権利を尊重する
- 環境、社会、人権に対するプロジェクトの影響について影響評価を実施する
- 可能な限り負の影響を防止し、個人、地域社会、先住民族に対し、その土地と資源の利用について適切な救済と適正な手続を提供するプロセスを整備する



2.F 労働安全衛生に関する 実施上のヒント



- 労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(最新の改正を含む)を尊重し、安全で衛生的な労働環境を基本的権利として認める
- 安全衛生上の危険を特定、評価、管理する目的で、すべての新規および変更後のプロセスや設備について、稼動前の危険性評価を含め、業務や作業方法を定期的にスクリーニングするプロセスを備える
- 安全衛生上の危険性が確認されたすべての作業について、安全作業手続を文書化する
- 他の手段では危険を適切に管理できない場合、個人用保護具の使用、メンテナンス、交換の手続を設ける
- 緊急事態(火災、緊急医療、その他の緊急事態)に備えるためのプロセスと方針を整備する
- 業務に関連するすべての事故、負傷、疾病、インシデント、「ニアミス」を調査し、調査結果に基づいて是正措置および予防措置を講じるプロセスを整備する
- 労働者の言語または労働者が理解できる言語で、安全衛生に関する定期的な研修を実施し、適切な記録を残す

- 職場における安全衛生上の潜在的な問題を予防、特定、解決するために、労働者の意見を受領、収集するプロセスを確立する



基本原則

2.G 賃金と手当に関する 実施上のヒント



- 以下を含む手続を実施する
 - 正規労働と時間外労働に対して労働者が受け取る賃金率、支払期間と支払いの頻度、法的に認められている天引きを明確に記載した雇用契約
 - 労働者が期限内に賃金を受け取れるようにするプロセス
- 法定最低賃金が設定されていない国の基本賃金については、現地の業界ベンチマークに従う
- 可能であれば、労働者に対し、労働者が行った労働に対する支払いを記録した給与明細書を配布する。これを正規労働と時間外労働のいずれについても行う
- ノルマの達成の有無にかかわらず、出来高払い労働者に少なくとも法定最低賃金が支払われるようにする

- 勤務時間の正確な記録に基づいて給与台帳を常時作成する
- 現地の生活費を定期的に見直し、必要に応じて賃金を調整する。理想的には、一般に認められた生活賃金手法に基づく生活賃金分析を通じて行う

2.H 就業時間に関する 実施上のヒント



- すべての労働者に、7日間の労働につき少なくとも1日の休日（連続24時間）が与えられるよう、作業スケジュール管理プロセスを設ける
- 正規労働時間と時間外労働時間が記載された給与明細書を労働者に配布する給与システムを使用する
- 労働者が自ら労働時間を記録する正確な時間記録システムを維持する
- 時間外労働を含め、労働時間が週60時間以内であることを保証する時間外労働スケジュール管理および承認プロセスを設け、時間外労働について労働者から自発的な同意を得る（雇用契約および労働協約に別段の定めがある場合を除く）
- 現実的な労働効率に基づき、合理的な生産目標とスケジュールを設定する

- 雇用、生産能力計画、労働時間、その他の機能およびデータの傾向を監視、評価し、正規労働時間と時間外労働時間に関する要件を満たすようにする
- 給与明細書の労働時間をタイムキーピングシステムの記録と照合し、労働時間が適切に記録されているかどうか無作為にチェックする



基本原則

2.I 責任ある鉱物調達に関する 実施上のヒント



- 製品の部品やサブアセンブリに3TGが含まれていないか部品表を確認する
- 責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)が提供するリソースとツールを使用して、デューデリジェンスシステムを実施し更新する
- 紛争地域および高リスク地域(CAHRA)として特定されたリスクのある国を定期的に見直す



基本原則

2.J 環境スチュワードシップに関する 実施上のヒント



気候変動などの環境テーマと人権との相互関連性を認識し、サプライヤーに以下を奨励する

- 土壌の劣化、水質汚染、大気汚染、有害な騒音の排出（騒音公害）、過剰な水の消費など、人権の享受につながる自然資本への影響を考慮する
- 環境とサステナビリティに対するアプローチにおいて、気候に関する正義と、社会的弱者やマイノリティグループの意見を考慮する
- 環境、人々のウェルビーイング、そして人権の実現との関連性について認識を深める
- 以上の方針と目標を事業全体で段階的に実施する



基本原則

環境原則に関する実施上のヒント

3.A 環境マネジメントシステムに関する実施上のヒント



- 該当する場合、サプライヤーは、既存の品質マネジメントシステムを環境基準に適合させ、ISO規格を参照してベストプラクティスに合わせることで、環境マネジメントシステムを統合する必要がある
- 過去の経験、ステークホルダーとの面談、公開データの調査に基づき、事業活動に関連する環境上の側面と潜在的影響の目録を作成する
- ガバナンスシステムに従い、期待事項に沿う形でリソース、役割、責任を割り当てる
- 強固な監視・評価システムを実施し、国際イニシアチブと連携し、オープンソースのガイダンスを提供する環境サステナビリティの作業グループをセクターに分ける
- サプライヤーの環境方針および手続について、具体的なイベントを通じて従業員および下層サプライヤーに周知し、研修を施し、オンラインアンケートで知識を確認する
- 主要な手続、行動計画、内部監査および第三者監査、関連会議の議事録、その他関連する要素を含む、環境に関連するすべての問題について、可能であればデジタル形式で最新の文書を維持する
- 環境に関連するすべての問題を文書化し、報告する



基本原則

3.B 資源の消費と廃棄物の 最小化に関する実施上のヒント



- エネルギー、資源、材料、廃棄物の削減機会を特定するために、定期的にプロセスを見直し、外部の情報源を参考にすることにより、業務慣行を改善する（例えば、PMIの「廃棄物埋め立てゼロ」プログラムは、直接的な業務における廃棄物の発生を避けることを目的としている）
- ウォータースチュワードシップやサーキュラリティプログラムなど、資源最適化に関するセクター別のイニシアチブに参加する
- 既存製品の資源最適化計画を策定し、新製品の設計段階にそれを盛り込み、環境に与える影響を評価したうえでリスクを軽減する戦略を強調する
- 生産設備のメンテナンス、エネルギー／水管理システムの運用、是正・予防措置計画および観察された改善点のコピー、第三者によるエネルギー／水監査および規制機関による検査報告書のコピー、監視・評価（M&E）記録、その他の関連要素など、発生源の減少および廃棄物の最小化に関する手続について文書を維持、更新する
- 消費量を削減し、廃棄物の発生を避ける方法について、積極的にインプットを受け取るよう促す資源効率に関するコミュニケーション動画や電子メールを準備し、共有することによって、従業員やパートナーステークホルダーの意識を高める

- エネルギー効率の最適化、水管理、原材料の再利用／リサイクルなど、省資源管理のためのプログラムを導入する



基本原則

3.C 森林と生物多様性に関する 実施上のヒント



- 森林破壊ゼロ宣言に沿った強固な森林破壊ゼロ戦略の実施に関するPMIのガイドラインを利用する
- オープンソースの高品質資料を提供する情報源が複数ある場合、衛星画像を活用してリスク評価および監視計画を補完する
- 必要に応じて、事前に特定された規制およびPMIの要求事項の遵守状況を定期的に評価するためのM&Eシステムを導入する。パフォーマンスを追跡するための指標は、森林破壊の根本的な原因を追跡するために、特定のサプライヤーの活動を土地利用慣行と関連付けるべきである
- 自然生態系と土地要件への影響を軽減するために、コンプライアンス違反の問題が特定された場合は是正措置を定め、展開する

- 土地利用の変更、環境パフォーマンス、モニタリング指標の傾向、是正・予防措置計画および観察された改善点の写し、第三者監査の写しなどに関する義務的な規制、基準、PMIの要求事項に関する最新の文書を維持する
- PMIに供給される取扱森林材の森林認証を促進するために、下層サプライヤーと協力する
- PMIのために扱う森林資材の徹底したCoCシステムを活用する

3.D 気候変動対策に関する 実施上のヒント



- サプライヤーの意識を高め、PMIの期待事項を説明し、ベストプラクティスをサプライチェーンに浸透させるために、下層サプライヤーに働きかける
- 気候変動リスクアセスメントを作成し、定期的に更新することで、気候関連リスクへの露出の程度を把握し、生産拠点到影響を及ぼす可能性のある気候災害の種類を特定し、重要な分野を強調し、改善を求める
- ステークホルダーを巻き込み、事業活動によって影響を受ける可能性のある人々を巻き込んで解決策を議論し、それに参加させる
- リモートセンシングを利用して、サプライチェーンの中で、緩和／適応プロジェクトを展開することがより理にかなっている場所を特定する
- 事業継続を長期にわたって保証し、優先地域、労働者、地域社会への負の影響を最小限に抑えるための、費用対効果の高いリスク緩和策と適応策を定める





PMIの基準、ガイダンス、コミットメント

以下のリストはすべてを網羅しているわけではなく、新しい更新がリリースされる可能性があるため、定期的に「[Sustainability resources | PMI](#)」ページにアクセスして、最新のドキュメントを確認してください。

[PMIの行動規範](#)

[PMIの人権への取り組み](#)

[農業労働慣行規範 \(ALP\)](#)

[PMIの環境への取り組み](#)

[適正農業規範 \(GAP\)](#)

[PMI森林破壊ゼロ宣言](#)

[低炭素移行計画](#)

[PMIウォータースチュワードシップポリシー](#)

[生物多様性と水に関するPMIの抱負](#)

[非燃焼式代替製品のPMIマーケティングコード](#)

[燃焼式タバコ製品のPMIマーケティングコード](#)

[統合報告書 \(最新版\)](#)

.....
本書は、英語で発行された[Responsible Sourcing Principles-2023](#)の参考訳です。
不一致がある場合は、英語版を優先するものとします。